令和８年（フ）第２８４号
三重県員弁郡東員町大字長深610番地３
債務者　渡邊　克浩
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
滋賀県東近江市妙法寺町685番地　サニーハウス萩原　305号室
債務者　右島　若奈
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１０号
兵庫県川西市東畦野２丁目３番15号、前住所兵庫県宝塚市山本丸橋４丁目２番505号
債務者　今堀萌々香（旧姓高寺）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２４９号
兵庫県伊丹市池尻３―284　リヒトヴィラ１102、住民票上の住所兵庫県尼崎市常吉１丁目11番21号
債務者　礒部　愛唯
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１４４号
兵庫県明石市魚住町住吉４丁目８番10号
債務者　吉本　有子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
兵庫県明石市松が丘１丁目４番19―307号、前住所兵庫県明石市松が丘５丁目１番13―708号
債務者　中井　浩二
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２５４号
神戸市西区伊川谷町潤和1265番地の15
債務者　西田井富美代
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２６３号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59番地の３　県住24棟201号
債務者　増田　春香
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２６８号
兵庫県明石市西明石西町１丁目11番25号
債務者　天野　和樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２６９号
兵庫県明石市西明石西町１丁目11番25号
債務者　天野　麻友
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２８６号
神戸市西区井吹台西町１丁目７番地　５―706号
債務者　岡本　　育
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２８８号
神戸市西区王塚台５丁目116番地１　ラ・メゾンエスポワール307号室、住民票上の住所兵庫県小野市天神町1161番地
債務者　多鹿　恭平
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第５６７号
兵庫県姫路市飾磨区細江822番地３　細江マンション203号
債務者　小橋　裕幸
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５８３号
兵庫県加古川市野口町長砂1289番地の７
債務者　吉村　興太
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５８６号
兵庫県姫路市町田27番地２
債務者　太子真有美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３６７号
和歌山市古屋430番地１　ＫＯＹＡ430―104、申立時の住所和歌山市西庄213番地４　サンハイムサコ202
債務者　厨子　花菜（旧姓　太田）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３７３号
和歌山市市小路148番地５　西岡マンション３Ｆ303
債務者　苫谷　　愛
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係